

令和5年度 給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定(変更)通知書の見方

A 所得

【所得】

所得は、収入金額から必要経費に相当する額を差し引いて計算します。
給与所得者は、必要経費に代わるものとして、収入金額に応じた給与所得控除を計算します。また、一定の要件に該当する場合は、所得金額調整控除も計算します。
給与収入から、給与所得控除および所得金額調整控除を差し引いた金額が、給与所得です。

その他の所得計は、主たる給与以外に合算した所得があればその合計額を表示します。「主たる給与以外の合算所得区分」に「*」が入っている所得の合計金額です。

【主たる給与以外の合算所得区分】

給与所得以外に合算した所得があれば、その所得に「*」が入ります。

【総所得金額】

給与所得金額とその他の所得計を合算した金額です。
繰越控除がある場合は、その金額を差し引いた額になります。
総所得金額 に分離課税所得は含まれていません。

C 課税標準

税額計算の基礎となる額です。すべての所得を合算して所得割を計算する「総合課税」と、他の所得と区別して特別な計算をする「分離課税」を記載しています。

総所得（総合課税）は総所得金額 から所得控除合計 を差し引いた額（千円未満切り捨て）です。

分離課税所得	山林所得	山林(立木)の伐採または譲渡による所得
	分離短期譲渡	土地および土地の上に存在する権利、建物、建物の附属設備、構築物の譲渡による所得(譲渡した年の1月1日現在で、5年以下保有)
	分離長期譲渡	土地および土地の上に存在する権利、建物、建物の附属設備、構築物の譲渡による所得(譲渡した年の1月1日現在で、5年超保有)
	株式等の譲渡	株式等の有価証券の譲渡による所得
	上場株式の配当等	上場株式等に係る配当所得
	先物取引	その決済が差金等決済である先物取引による所得

問合せ先

税務課 区税第一～第四係

: 03 - 5984 - 4537(直通)

問い合わせの集中により、電話がつながりにくくなることがあります。

お問い合わせの際は、「指定番号」「宛名番号」をお知らせください。

令和5年度 給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入	7000000	主たる給与以外の合算所得区分		総所得金額	5800000
所得	給与所得	5200000	所得区分			
所得	その他の所得計	600000				

所得	控除	金額	控除	金額
医療費	50000	配偶者	33000	
社会保険料	94000	配偶者特別	0	
小規模企業共済	0	扶養	78000	
生命保険料	63000	基礎	43000	
地震保険料	25000	所得控除合計	2618000	

(摘要)

寄附金控除額や住宅借入金等特別税額控除がある場合は控除金額を、控除不足額を充当したときは、充当金額を記載します。また、税額が変更になった場合等その理由を記載します。

特別区民税	税額控除前所得割額	190920
特別区民税	税額控除額	1500
特別区民税	所得割額	189400
特別区民税	均等割額	3500
特別区民税	税額控除前所得割額	127280
特別区民税	税額控除額	1000
特別区民税	所得割額	126200
特別区民税	均等割額	1500
特別区民税	特別徴収税額	320600
特別区民税	控除不足額	0
特別区民税	既充当額	0
特別区民税	既納付額	0
特別区民税	差引納付額	320600
特別区民税	変更前税額	0
特別区民税	増減額	0
特別区民税	変更月	

納付額	6月分	26900
納付額	7月分	26700
納付額	8月分	26700
納付額	9月分	26700
納付額	10月分	26700
納付額	11月分	26700
納付額	12月分	26700
納付額	1月分	26700
納付額	2月分	26700
納付額	3月分	26700
納付額	4月分	26700
納付額	5月分	26700

第14号様式(第13条関係)

給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

指定番号	0060000000	宛名番号	1
受給者番号	A123-4567		
氏名	練馬 太郎		
住所	練馬区豊玉北6丁目12番1号		

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条および第32条の4(第32条の4)の規定によって通知します。また、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、練馬区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1月以内であること。この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。)。また、この決定については、前記の審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して1月以内に、練馬区を被告として(訴訟において練馬区を代表する者は練馬区長となります。)、差引の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して4月以内であること。当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると差引の取消しの訴えを提起することができません。)。差引の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。かつ、この訴えから5月までの間に、審査請求に対する判決を経ないで差引の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過して判決がない場合、差引の執行または手続の履行により生ずる損害賠償を請求するための緊急の必要があるときは、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき、(地方税法第19条、第19条の12、行政事件訴訟法第4条、第48条)令和5年5月10日

問合せ先 税務課 電話03(5984)4537(直通)

ここからゆくりはがしてください

見本

印

B 所得控除

所得控除とは、個人の実情に合わせて、定められた金額を所得金額から差し引くものです。所得控除合計には各所得控除の合計額を表示しています。所得控除の種類によっては、控除金額や限度額が所得税の控除金額等と異なります。

「障・寡・ひ・勤」は障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除の合計額です。

年少扶養(16歳未満)は障害者控除・特別障害者控除・同居特別障害者控除を除き、扶養控除の対象になりませんが、所得割・均等割の非課税判定における扶養親族数に含むことができます。

扶養該当区分		本人該当区分	
控配	控除対象配偶者(70歳未満)	*を表示	未成年者
老配	控除対象配偶者(70歳以上)	*を表示	特障
特定	19~22歳		他障
同老	同居老親等		寡婦
老人	70歳以上		ひとり親
16歳未満	年少扶養		勤労学生
その他	一般扶養(16~18歳・23~69歳)	人数を表示	繰越損失
同障	同居特別障害者		
特障	特別障害者		
他障	一般の障害者		

D 税額

税額控除前所得割額	総所得 に特別区民税6%、都民税4%を乗じた額です。分離課税所得がある場合は、各所得に応じた税率を乗じた金額が加算されます。
税額控除額	調整控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除の合計額です。
所得割額	から を差し引き、百円未満を切り捨てた額です。
均等割額	特別区民税3,500円、都民税1,500円です。軽減対象の方は、特別区民税が2,500円または2,000円になります。
特別徴収税額	特別区民税・都民税の とを合算した額です。
控除不足額	所得割額から控除できなかった配当割額・株式等譲渡所得割額控除の額です。
既充当額	控除不足額のうち、特別徴収税額に充当された額です。
既納付額	既に納付されている額です。
変更前税額	税額変更前の税額です。
変更月	税額変更があった場合に、変更月から月割額が増減します。

E 納付額

「特別徴収税額」を差引き回数で割った額です。百円未満の金額は、差引き開始月に上乗せします。
年度の途中で税額変更があった場合は、変更月から月割額が増減します。月割額は、「差引納付額」を変更月から5月までの月数で割った金額になります。